



鳥取県公報

平成15年 8月 1日(金)
号外第112号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項等(493)(水産課)..... 1

告 示

鳥取県告示第493号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成15年 8月 1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 公示番号 海共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり(いわのり)漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町及び福部村地先

ウ 漁場の区域 次の基点第1号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、基点第2号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに海士島周辺200メートルの線によって囲まれた区域

基点第1号 鳥取県と兵庫県の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 福部村と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第1号から331度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(イ) 基点第2号から323度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成15年9月1日

(3) 申請期間 平成15年8月1日から同月18日まで

(4) 関係地区 岩美郡岩美町及び福部村

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで

2 公示番号 海共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

イ 漁場の位置 鳥取市及び気高郡気高町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第2号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、基点第9号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第3号と基点第4号を直線で結ぶ線、基点第5号と(ウ)から(チ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域、(ツ)から(ヌ)までを順次直線で結ぶ線及び(ヌ)と(ツ)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域、基点第7号と基点第8号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域並びに(ノ)から(ラ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第2号 福部村と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第3号 鳥取港西防波堤北端

基点第4号 鳥取港鳥ヶ島南端

基点第5号 鳥取港第3防波堤北端

基点第6号 鳥ヶ島灯台の中心点

基点第7号 酒津漁港東防波堤西端

基点第8号 酒津漁港西防波堤北端

基点第9号 気高町と青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第10号 北緯35度31分38.03秒、東経134度9分17.38秒の地点

(ア) 基点第2号から323度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

- (イ) 基点第9号から0度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点
 - (ウ) 基点第6号から9度30分(真方位)410メートルの点
 - (エ) 基点第6号から3度10分(真方位)482メートルの点
 - (オ) 基点第6号から29度30分(真方位)772メートルの点
 - (カ) 基点第6号から38度30分(真方位)1,036メートルの点
 - (キ) 基点第6号から38度00分(真方位)1,038メートルの点
 - (ク) 基点第6号から40度00分(真方位)1,115メートルの点
 - (ケ) 基点第6号から44度20分(真方位)1,086メートルの点
 - (コ) 基点第6号から65度30分(真方位)808メートルの点
 - (サ) 基点第6号から70度40分(真方位)790メートルの点
 - (シ) 基点第6号から85度30分(真方位)828メートルの点
 - (ス) 基点第6号から82度20分(真方位)1,005メートルの点
 - (セ) 基点第6号から81度30分(真方位)1,052メートルの点
 - (ソ) 基点第6号から94度00分(真方位)1,173メートルの点
 - (タ) 基点第6号から94度10分(真方位)1,171メートルの点
 - (チ) 基点第6号から102度30分(真方位)1,304メートルの点
 - (ツ) 基点第6号から307度30分(真方位)70メートルの点
 - (テ) 基点第6号から341度00分(真方位)199メートルの点
 - (ト) 基点第6号から12度30分(真方位)398メートルの点
 - (ナ) 基点第6号から15度00分(真方位)390メートルの点
 - (ニ) 基点第6号から346度30分(真方位)186メートルの点
 - (ヌ) 基点第6号から319度20分(真方位)57メートルの点
 - (ネ) 基点第10号から78度50分(真方位)650メートルの点
 - (ノ) (ネ)と(ハ)を結ぶ直線と最大高潮時海岸線との交点
 - (ハ) 基点第10号から73度20分(真方位)656メートルの点
 - (ヒ) 基点第10号から20度40分(真方位)245メートルの点
 - (フ) 基点第10号から16度30分(真方位)239メートルの点
 - (ヘ) 基点第10号から13度05分(真方位)225メートルの点
 - (ホ) 基点第10号から12度30分(真方位)208メートルの点
 - (マ) 基点第10号から30度30分(真方位)67メートルの点
 - (ミ) 基点第10号から301度00分(真方位)130メートルの点
 - (ム) 基点第10号から306度15分(真方位)138メートルの点
 - (メ) 基点第10号から300度30分(真方位)165メートルの点
 - (モ) 基点第10号から295度45分(真方位)160メートルの点
 - (ヤ) 基点第10号から278度00分(真方位)805メートルの点
 - (ユ) 基点第10号から275度50分(真方位)804メートルの点
 - (ヨ) 基点第10号から285度10分(真方位)150メートルの点
 - (ラ) (ヨ)と(リ)を結ぶ直線と最大高潮時海岸線との交点
 - (リ) 基点第10号から263度50分(真方位)150メートルの点
- (2) 免許予定日 平成15年9月1日
- (3) 申請期間 平成15年8月1日から同月18日まで
- (4) 関係地区 鳥取市及び気高郡気高町
- (5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで

3 公示番号 海共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり(いわのり)漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	はまぐり漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

イ 漁場の位置 気高郡青谷町並びに東伯郡泊村、羽合町、北条町及び大栄町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第9号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、基点第14号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第11号と基点第12号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

基点第9号 気高町と青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第11号 泊漁港北防波堤南西端

基点第12号 泊漁港第2西防波堤北端

基点第14号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第9号から0度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(イ) 基点第14号から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成15年9月1日

(3) 申請期間 平成15年8月1日から同月18日まで

(4) 関係地区 気高郡青谷町並びに東伯郡泊村、羽合町、北条町及び大栄町

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで

4 公示番号 海共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 東伯郡北条町及び大栄町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第13号と(ア)を点線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,000メートルの線、基点第14号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、(ウ)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ウ)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域、基点第15号、

(キ)(ク)及び基点第16号を順次直線で結ぶ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに基点第17号、(ケ)(コ)及び基点第18号を順次直線で結ぶ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第13号 羽合町と北条町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第14号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第15号 東経133度49分28.29秒の線と最大高潮時海岸線との交点

基点第16号 東経133度48分56.27秒の線と最大高潮時海岸線との交点

基点第17号 東経133度45分43.12秒の線と最大高潮時海岸線との交点

基点第18号 東経133度45分22.27秒の線と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第13号から358度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(イ) 基点第14号から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(ウ) 北緯35度30分32.58秒、東経133度51分5.82秒

(エ) 北緯35度30分39.78秒、東経133度50分1.80秒

(オ)(エ)から0度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(カ)(ウ)から0度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(キ) 基点第15号から0度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大253.85メートルの線との交点

(ク) 基点第16号から0度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大264.82メートルの線との交点

(ケ) 基点第17号から0度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大248.00メートルの線との交点

(コ) 基点第18号から0度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大262.61メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成15年 9月 1日

(3) 申請期間 平成15年 8月 1日から同月18日まで

(4) 関係地区 東伯郡北条町及び大栄町

(5) 制限又は条件

ア 標識として一辺の長さが50センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。

標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、計3箇所以上設置することとし、袋網部の標識には1本の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。

ただし、夜間にあつては、旗を灯火に変えた形で標識を設置しなければならない。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年 9月 1日から平成20年 8月31日まで

5 公示番号 海共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり(いわのり)漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	えごのり(いぎす)漁業	7月21日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで

さざえ漁業
ばい漁業
かき漁業
たこ漁業
うに漁業
なまこ漁業

イ 漁場の位置 東伯郡東伯町及び赤碕町並びに西伯郡中山町、名和町、大山町及び淀江町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第14号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、基点第25号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第19号と基点第20号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域、基点第21号と基点第22号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域並びに基点第23号と基点第24号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

基点第14号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第19号 赤碕港東防波堤西端

基点第20号 赤碕港西防波堤北東端

基点第21号 御来屋漁港東防波堤北西端

基点第22号 御来屋漁港西防波堤北端

基点第23号 淀江漁港内防波堤(東)南西端

基点第24号 淀江漁港西防波堤北西端

基点第25号 淀江町と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第14号から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(イ) 基点第25号から13度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成15年9月1日

(3) 申請期間 平成15年8月1日から同月18日まで

(4) 関係地区 東伯郡東伯町及び赤碕町並びに西伯郡中山町、名和町、大山町及び淀江町

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで

6 公示番号 海共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり(いわのり)漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	

	なまこ漁業	
--	-------	--

イ 漁場の位置 米子市及び西伯郡日吉津村地先

ウ 漁場の区域 次の基点第25号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、基点第27号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第25号 淀江町と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第27号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第25号から13度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(イ) 基点第27号から66度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成15年 9月 1日

(3) 申請期間 平成15年 8月 1日から同月18日まで

(4) 関係地区 米子市及び西伯郡日吉津村

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年 9月 1日から平成25年 8月31日まで

7 公示番号 海共第 7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 米子市及び西伯郡日吉津村地先

ウ 漁場の区域 次の基点第25号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大300メートルの線のうち最大高潮時海岸線から長さが300メートルの漁具をそれぞれの離岸堤の間を通る形で設置した場合に得られる区域、基点第26号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに基点第26号と(ウ)を直線で結ぶ線、(ウ)と(エ)を結ぶ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、基点第27号と(エ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第25号 淀江町と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第26号 皆生漁港原点から288度00分(真方位)466メートルの点

基点第27号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第25号から13度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大300メートルの線との交点

(イ) 基点第26号から17度00分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大300メートルの線との交点

(ウ) 基点第26号から17度00分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(エ) 基点第27号から66度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成15年 9月 1日

(3) 申請期間 平成15年 8月 1日から同月18日まで

(4) 関係地区 米子市及び西伯郡日吉津村

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年 9月 1日から平成20年 8月31日まで

8 公示番号 海共第 8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	ばい漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	

イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の基点第27号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時海岸線最大2,000メートルの線、基点第28号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第27号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第28号 境港市新屋町3268 - 2地先新屋川左岸の標杭

(ア) 基点第27号から66度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(イ) 基点第28号から61度00分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成15年9月1日

(3) 申請期間 平成15年8月1日から同月18日まで

(4) 関係地区 境港市

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで

9 公示番号 海共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の基点第27号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時海岸線最大2,000メートルの線、基点第28号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第27号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第28号 境港市新屋町3268 - 2地先新屋川左岸の標杭

(ア) 基点第27号から66度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(イ) 基点第28号から61度00分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成15年9月1日

(3) 申請期間 平成15年8月1日から同月18日まで

(4) 関係地区 境港市

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで

10 公示番号 海区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年 4月30日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町大字田後地先

ウ 漁場の区域 次の基点第29号、(ア)、(イ)及び基点第30号を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

基点第29号 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北東端

基点第30号 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北西端

(ア) 基点第29号から356度(真方位)60.0メートルの点

(イ) 基点第29号から330度(真方位)66.6メートルの点

(2) 免許予定日 平成15年 9月 1日

(3) 申請期間 平成15年 8月 1日から同月18日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町大字田後

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年 9月 1日から平成20年 8月31日まで

11 公示番号 海区第 2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひらめ小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 気高郡気高町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)と(イ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第31号 船磯漁港港内防波堤南東端

(ア) 基点第31号から282度(真方位)80メートルの点

(イ) 基点第31号から222度(真方位)150メートルの点

(2) 免許予定日 平成15年 9月 1日

(3) 申請期間 平成15年 8月 1日から同月18日まで

(4) 地元地区 気高郡気高町大字浜村及び大字八束水

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年 9月 1日から平成20年 8月31日まで

12 公示番号 海区第 3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで
---------	--------	------------------

イ 漁場の位置 東伯郡赤碕町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び(エ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第32号 赤碕港東防波堤灯台

(ア) 基点第32号から84度(真方位)330メートルの点

(イ) 基点第32号から82度(真方位)348メートルの点

(ウ) 基点第32号から67度(真方位)296メートルの点

(エ) 基点第32号から69度(真方位)280メートルの点

(2) 免許予定日 平成15年 9月 1日

(3) 申請期間 平成15年 8月 1日から同月18日まで

(4) 地元地区 東伯郡東伯町大字逢束及び大字八橋並びに赤碕町大字赤碕

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年 9月 1日から平成20年 8月31日まで

13 公示番号 海区第 4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 東伯郡赤碕町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第33号と基点第34号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第33号 赤碕港西防波堤南東端

基点第34号 赤碕港波除堤(施設番号B-1-6)北東端

(2) 免許予定日 平成15年 9月 1日

(3) 申請期間 平成15年 8月 1日から同月18日まで

(4) 地元地区 東伯郡東伯町大字逢束及び大字八橋並びに赤碕町大字赤碕

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年 9月 1日から平成20年 8月31日まで

14 公示番号 海区第 5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年 4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第35号と(ア)から(ウ)までを順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第35号 大山町平田257 - 14地先に設置された漁港境界線

(ア) 基点第35号から261度20分(真方位)216メートルの点

(イ) 基点第35号から238度40分(真方位)370メートルの点

(ウ) 基点第35号から212度00分(真方位)393メートルの点

(2) 免許予定日 平成15年9月1日

(3) 申請期間 平成15年8月1日から同月18日まで

(4) 地元地区 西伯郡大山町平田及び淀江町大字淀江

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで

15 公示番号 海区第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡淀江町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び(エ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第36号 淀江地区海岸保全区域基点6

(ア) 基点第36号から311度(真方位)137メートルの点

(イ) 基点第36号から319度(真方位)181メートルの点

(ウ) 基点第36号から307度(真方位)207メートルの点

(エ) 基点第36号から297度(真方位)169メートルの点

(2) 免許予定日 平成15年9月1日

(3) 申請期間 平成15年8月1日から同月18日まで

(4) 地元地区 西伯郡大山町平田及び淀江町大字淀江

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで

16 公示番号 海区第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで
---------	-----------	----------------

イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第37号 境港防波堤先端灯台

(ア) 基点第37号から135度30分(真方位)3,600メートルの点

(イ) 基点第37号から143度15分(真方位)4,210メートルの点

(ウ) 基点第37号から153度30分(真方位)3,770メートルの点

(エ) 基点第37号から150度45分(真方位)3,460メートルの点

(オ) 基点第37号から138度30分(真方位)3,420メートルの点

(2) 免許予定日 平成15年 9月 1日

(3) 申請期間 平成15年 8月 1日から同月18日まで

(4) 地元地区 境港市

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成15年 9月 1日から平成20年 8月31日まで